

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

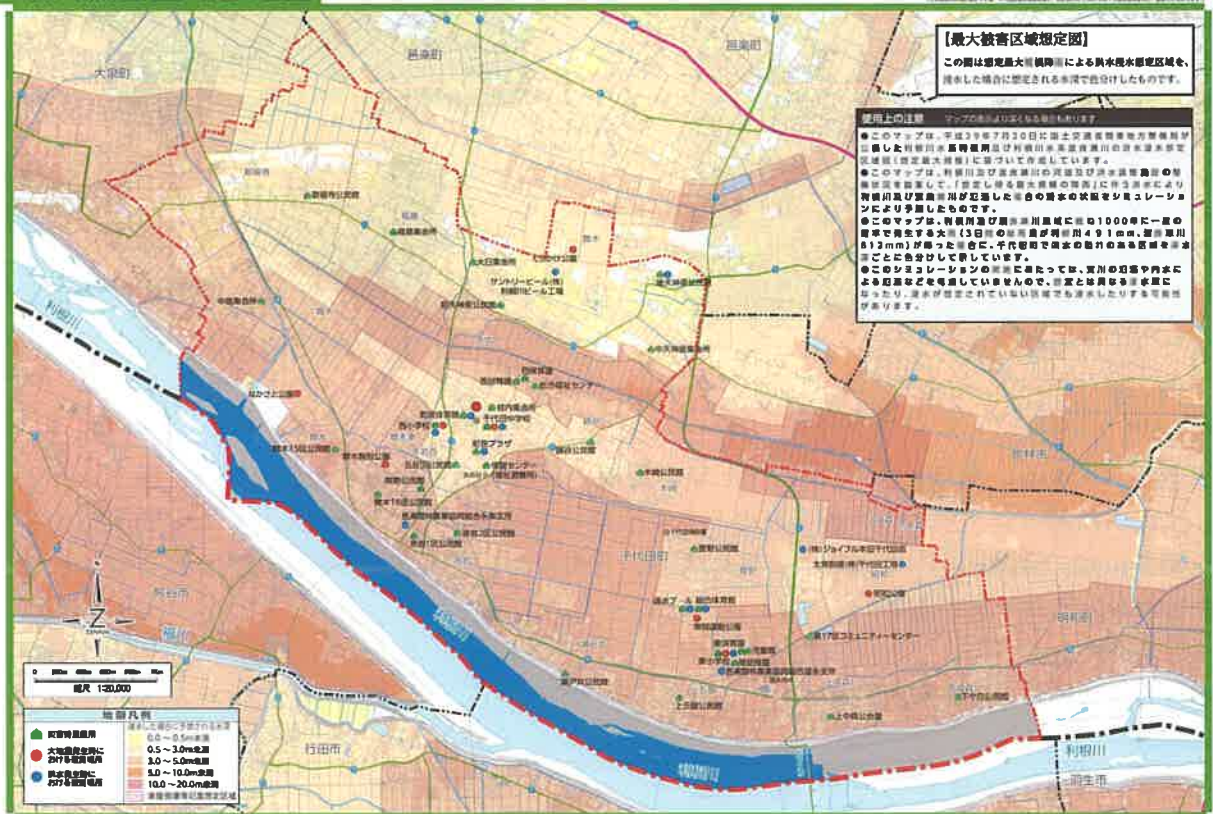
(洪水) : ハザードマップ

本町には一級河川が 5 河川流れている。このうち、町域の南端を東西に流れる利根川が国直轄の河川で、谷田川、新谷田川、新谷田川放水路、五箇川の 4 河川が県管理河川である。

これら一級河川は改修が進められているが、台風や雷雨等による集中豪雨の際には、農地の冠水をはじめ、家屋への浸水被害が発生している。千代田町の洪水ハザードマップによると、当会が立地する地区は、想定最大降雨量（3 日間の総雨量が利根川 491 mm、渡良瀬川 812 mm）が降った場合、0.5~3.0m 未満の浸水が想定されている。

また、利根川沿いに位置する、舞木・赤岩・瀬戸井・上五箇・上中森・下中森地区には、製造・小売・サービス業が点在しており最大で 3.0~5.0m 未満の浸水が想定されている。

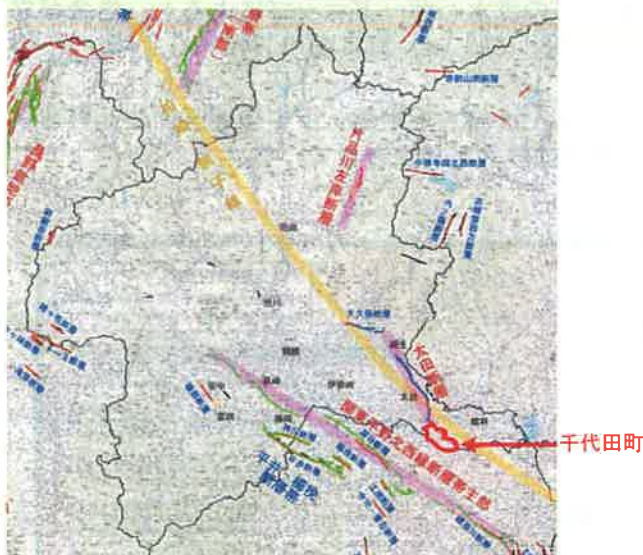
最大被害区域想定図



(地震：J-SHIS)

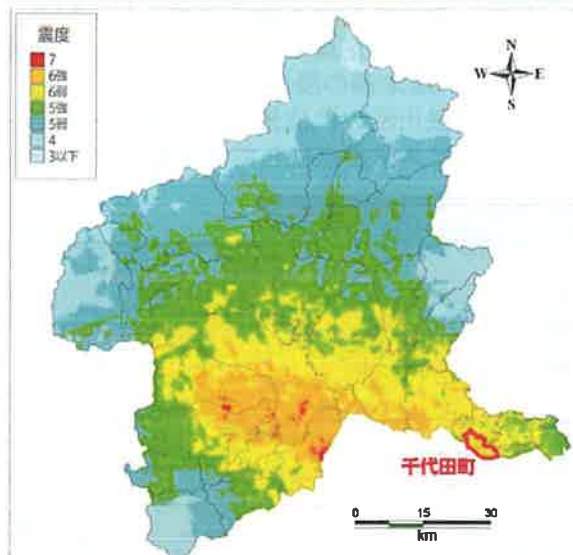
地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間 28.1%の確率で千代田町では発生すると言われている。千代田町には大きい地震を発生させるような活断層として、「関東平野北西縁断層帯主部」「太田断層」が存在する。「関東平野北西縁断層帯主部」により想定される地震は最大でマグニチュード 8.1 であり、千代田町の多くは震度 6 弱が想定される。「太田断層」により想定される地震は最大でマグニチュード 7.1 であり、千代田町の多くは震度 6 弱が想定される。

想定断層(帯)と想定断層のモデルの位置図



(千代田町防災マップ)

関東平野北西縁断層帯主部による地震(M8.1)の場合の地表震度分布図



(千代田町防災マップ)

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得していない感染症が発生した場合には、全国かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(本町の自然災害の被害状況)

①地震

平成 23 年 3 月 11 日	地 震 (平成 23 年(2011 年) 東北地方太平洋沖地震)	1 家屋等被害 住宅一部損壊 486 戸 物置・作業所一部損壊 3 戸 合 計 489 戸
------------------	--	--

※写真①～③参照



①石塔が倒れた光恩寺



②天井が一部崩れたプラザ・ホール



③ひび割れた道路(赤岩地内)

②風水害

明治43年8月10日 ～11日	水 害 〔西部・中央部・東部地区 の利根川堤防の破堤〕	1 人的被害 死者 18名 行方不明 24名 傷者 3名 合計 45名 2 家屋被害 全壊家屋 35戸 半壊家屋 32戸 流失家屋 47戸 床上浸水 829戸 床下浸水 244戸 合計 1,187戸 ※写真④参照
昭和22年9月14日 ～15日	台 風 (カスリーン台風)	1 家屋被害 全壊家屋 1戸 半壊家屋 1戸 床上浸水 32戸 床下浸水 181戸 合計 215戸
昭和41年9月25日	台 風 (台風第26号)	1 家屋被害 住宅全壊 22戸 住宅半壊 16戸 物置・作業所全壊 26戸 物置・作業所半壊 21戸 合計 85戸
令和元年10月12日 ～13日	台 風 (東日本台風)	1 家屋被害 床上浸水 2戸 床下浸水 26戸 合計 28戸 ※写真⑤参照



④利根川堤防復旧工事の様子(明治43年)  
(住民提供写真)



⑤中島地内の浸水の様子  
(R1.10.13 早朝)

## (2) 商工業者の状況

(令和元年度商工会独自調査結果)

- ・ 商工業者等数 551 者
- ・ 小規模事業者数 442 者

### 【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	107	102	地域内に広く分布している
	製造業	148	110	地域内に広く分布している
	卸・小売業	93	70	地域内に広く分布している
	飲食・宿泊業	36	27	地域内に広く分布している
	サービス業	99	87	地域内に広く分布している
	その他	68	46	地域内に広く分布している

## (3) これまでの取組

### 1) 千代田町の取組

- ・ 防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・ 防災備品の備蓄
- ・ 千代田町自主防災組織連絡協議会発足(平成30年度)
- ・ 千代田町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・ 各種災害協定の締結

### 2) 千代田町商工会の取組

- ・ BCP計画の策定
- ・ 自然災害後の会員被災状況の確認と千代田町及び群馬県商工会連合会への報告
- ・ 「事業継続力強化計画」の周知、申請支援
- ・ 当会会員向けの保険制度の周知と加入促進

## II 課題

当会の現状では、災害時において管内事業所への具体的な対応策や情報の収集、支援についての明確な取り決めはなく、千代田町や群馬県商工会連合会の調査依頼に対して簡易な聞き取り調査を行うのみであり、災害時の対応を指導できる経営指導員も存在しない。

また、行政への連絡体制や情報共有、役割分担も確立できておらず、行政・商工会双方が事業者から受ける被害報告に基づいて、それぞれが立場に応じた支援を講じるのみである。

保険・共済業務についても担当者が簡易説明を実施できる程度であり、昨今の自然災害の状況を鑑み、当会として管内事業者が被災した際の支援をいかに講じるか、という行動規範の策定が急務となっている。

また、感染症対策において、管内事業所に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## III 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において「国内感染拡大期」には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

### ※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### ＜1. 事前の対策＞

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・経営指導員等による巡回等において、千代田町のハザードマップを用い、自社の自然災害のリスクを啓蒙する。また、災害時に有益な情報（商工会員向け保険制度パンフレット）の提供を行い、万が一のリスクに平時から備えるよう指導を行う。
- ・商工会ホームページにおいて、事業継続力強化計画認定制度等の国の施策、千代田町の防災計画等を紹介することで、管内小規模事業者に対して災害リスクについての意識向上を図る。
- ・事業継続計画について、セミナーや専門家による個別相談を実施し、策定支援を講じる。
- ・必要に応じて、連携する保険会社職員とともに経営指導員等が同行訪問により、管内小規模事業者に災害時に利用できる保険商品等の説明を行う。
- ・群馬県商工会連合会が連携する支援機関の取組を参考にし、有益なものを管内事業者へフィードバックする。
- ・新たな感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新たな感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、平成30年に「事業継続計画」を策定（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・事業継続計画策定に精通したぐんま共済協同組合との連携を強化し、管内小規模事業者を対象にした「事業継続計画策定セミナー」や災害被災時に利用できる損害保険商品の紹介を行う。
- ・群馬県商工会連合会にて連携する支援機関に対し、事業継続計画策定推進のための啓蒙普及ポスター掲示依頼、共催によるセミナーの実施。

4) フォローアップ

- ・管内小規模事業者の事業継続計画や事業継続力強化計画の策定・認定状況を確認。また、当該計画の策定が困難な事業者については、経営指導員がアドバイスをするとともに、専門的な内容については、ぐんま共済協同組合や群馬県商工会連合会が連携する支援機関との協力体制に

において、策定支援を講じる。

- ・群馬県商工会連合会と各支援機関での取組等について情報共有を行うとともに改善点や効果的な支援策を協議する。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（令和元年東日本台風と同規模の台風・震度 6 弱の地震等）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

### < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

発災後 24 時間以内に職員の安否報告等を行う。

（SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町、群馬県商工会連合会で共有する。）

#### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
職員自身の目視で命の危険を感じる場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、速やかに情報共有する。
- ・被害状況を確認した状況をまとめ、千代田町と群馬県商工会連合会へ報告する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業所全壊（1 階天井まで浸水など、事業所が全壊）</li><li>・大規模半壊（床上 1m まで浸水など、事業所内で大きな被害が発生）</li><li>・半壊（床上で浸水が見られ、事業所内で大きな被害が発生）</li><li>・被害が見込まれる地域の事業所と連絡が取れない、または交通網が遮断され、確認ができない</li></ul>
被害が見られる	<ul style="list-style-type: none"><li>・半壊に至らない床上浸水（事業者内で比較的軽微な被害が発生）</li><li>・床上浸水（什器・備品の破損など）</li><li>・床下浸水</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業所敷地内等で浸水はあったが、被害を受けたとまでは言えない。</li><li>・目立った被害の情報はない。</li></ul>

※想定は内閣府「災害に係る住家の被害認定」を参考

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災直後～	速やかに情報を共有する
発災後～1週間	1日に1回以上共有する
2週間～4週間	適時、共有する
1ヶ月以降	適時、共有する

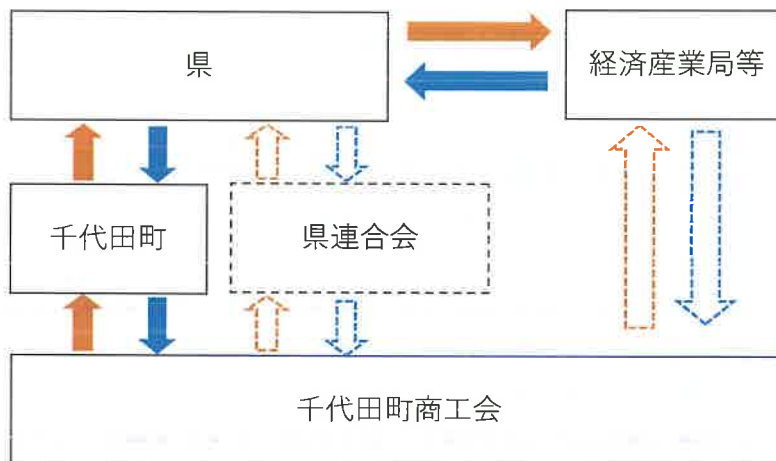
- ・当町で取りまとめた「千代田町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交替勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 > 下図は、連絡ルート

- ・自然災害等発生時に、地区内の商工業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、千代田町の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決めておく。
- ・当会と当町と情報を共有した上で、当町が、群馬県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町と情報を共有した上で、当町が、群馬県へ報告する。

※当会が当町と情報共有のうえで作成する報告書は、別紙（実態調査票）参照。

（連絡ルート）



※ 塗りつぶしの矢印を主たる情報収集・共有ルートとして記載。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・当会と当町で協議のうえ、災害に対する相談窓口の開設を行う。国の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な国や群馬県、千代田町の被災事業者施策、日本政策金融公庫の災害貸付等について、地区内小規模事業者へ周知し、必要に応じて利用方法の指導を行う。



- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

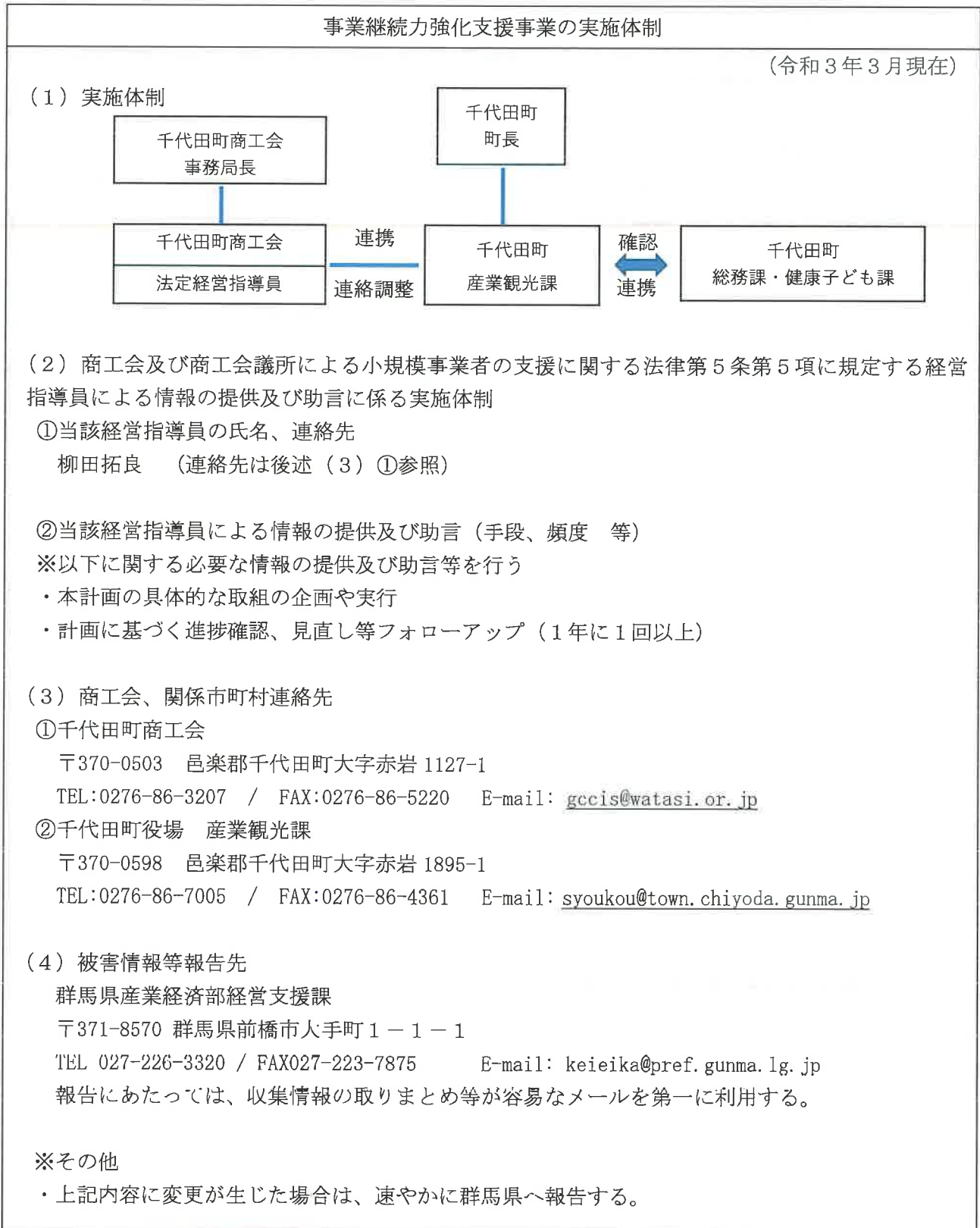
- ・国や群馬県の方針に従って、当会と当町で協議のうえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。
- ・被害規模が大きく、当商工会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を群馬県商工会連合会等に相談する。
- ・国や群馬県、千代田町の復興支援施策等について地区内小規模事業者へ周知し、必要に応じて利用方法の指導を行う。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・チラシ等作製費	30	30	30	30	30
・その他経費	20	20	20	20	20

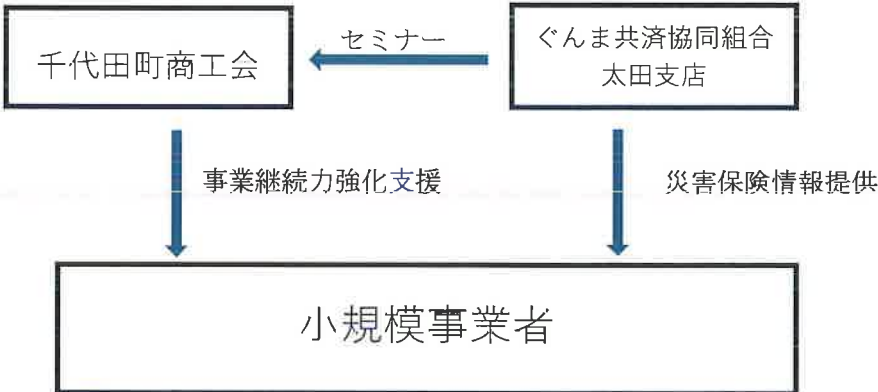
(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、国補助金、県補助金、町補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
ぐんま共済協同組合 住所：〒371-0841 前橋市石倉町 4-9-10 代表者：理事長 田部井 俊勝
連携して実施する事業の内容
①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ ③災害時の地区内小規模事業者に対する専門的内容支援
連携して事業を実施する者の役割
<連携者名> ぐんま共済協同組合 太田支店 支店長 小芝 充宏 住所：〒 373-0853 太田市浜町 3-6 太田商工会議所会館内 4階 ①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ ・事業継続計画策定のセミナー並びに個別相談会の実施 ③災害時に活用できる保険商品等の案内
連携体制図等
連携体制図等 

別紙：実態調査票

〇月〇日〇〇:〇〇時点

実態調査票 ( ) ※ ( ) 内には、〇年台風〇号等の災害名を記載

団体名	
担当者	
電話番号	
メールアドレス	

被害合計金額

¥

事業所名	住所	業種	従業員数	操業(営業)停止 (有・無・復旧)	被害額 ※事業の再開に必要な額、 おおよそで可	(被害額内訳)					被害状況 ※被害状況がわかる内容 ※操業停止した場合は、おおよその期間(見込みで 可)を記載
						土地 (埋積土砂排除 費・整地費) (事業用資産に属 する)	建物 (事業用資産に属 する)	機械設備	車両 (事業用資産に属 する)	商品、原材料、 仕掛品等	
例 (有)〇〇株式会社△△製造所	〇〇町△△	製造業	5	有	¥25,000,000	¥0	¥5,000,000	¥10,000,000	¥10,000,000	¥0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建屋損壊に伴い加工設備(2台)が被害</li> <li>・1週間程度操業停止</li> </ul>
例 (例)有限会社〇〇	〇〇町△△	卸売業、小売業	5	無	¥1,500,000	¥0	¥0	¥0	¥0	¥1,500,000	店舗の床上浸水に伴い商品が破損
例 (例)△△旅館	〇〇町△△	宿泊業、飲食サービス業	5	有	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	建物の直接的な被害はないが、県道の寸断により、半年程度は営業再開できない状態(損失は、約2,000万円)
1					¥0						
2					¥0						
3					¥0						
4					¥0						
5					¥0						
6					¥0						

